

◎体育的活動における安全対策について

1 これまでの経緯

平成 28 年 3 月 25 日付スポーツ庁事務連絡「組体操等による事故の防止について」を受け、平成 28 年 4 月に「横須賀市体育的活動における安全対策検討委員会」を設置し、以降、組体操を含めた体育的活動における安全対策について検討してきた。

特に運動会等で実施される組体操については、学校保健安全法第 26 条に基づき、「各学校が、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築することが重要であり、特に実施のねらいについては各学校で改めて問い直すとともに、全教職員で共通理解を図るよう求める」ことが確認され、市教育委員会としては主に次のことに取り組んできた。

- ・市内小中学校の組体操の実施状況の把握（事前報告、事後調査）
- ・市内小中学校の指導計画や演技内容、実際の指導場面に対する指導助言
- ・組体操の指導方法に係る研修会の実施
- ・組体操に起因する事故発生状況の把握

平成 31 年 3 月、今年度第 2 回目の検討委員会を開催し、今年度の組体操の実施状況や事故の発生状況をもとに、市教育委員会の取組や各学校の取組における成果と課題について検証した。

2 平成 30 年度の市内小・中学校の状況

- ・組体操の実施校数は小学校 46 校中 24 校（前年度比－5 校）、中学校 23 校中 6 校（同一－3 校）だった。実施率にすると、小学校 52.2%（同一－10.8%）、中学校では 26.1%（同一－13.0%）だった。
- ・「実施のねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること」、「実施する技の選択を含め、指導計画を適切に見直すこと」、「具体的な事故事例や事故になりやすい技などの情報を周知すること」など、スポーツ庁事務連絡を受けて各校に通知した内容は、ほとんどの実施校が「おおむね達成できた」と回答した。
- ・「指導時間の確保と段階的指導」、「適切な教職員の配置」、「児童生徒の実態に応じた演技内容の見直し」については、多くの実施校が意識的に取り組んだと回答した。
- ・多くの実施校が「児童生徒の実態に応じた指導計画の作成」が今後の課題であると回答した。
- ・組体操に起因する事故の発生件数は、小学校で 3 件（前年度比＋0 件）、中学校で 6 件（同一－5 件）だった。実施校 1 校あたりの発生率にすると、小学校で 0.13 件（同＋0.03 件）、中学校で 1.00 件（同一－0.22 件）だった。
- ・事故件数は減少しているが、タワー系の技での受傷事故が数件起きている。
- ・今年度の事故のうち、「骨折」と診断されたものは 2 件（小学校 0 件、中学校 2 件）だった。

3 次年度の方向性

- ・体育的活動における安全対策については、引き続き、各学校において、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築し、取り組むものとする。
- ・組体操実施に関しては、実施のねらいを明確にするとともに、児童生徒の体力等の状況を的確に判断した上で指導を計画するよう、さらに求める。
- ・調査結果から明らかになったこと（事故の発生状況や、安全対策に係る参考となる事例など）を、体育・保健体育科担当者会、市立学校長会議などを通じて各学校へ周知する。